

掛川市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成23年10月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	インター西循環線	矢崎町7-28	矢崎町7-5	
2	堀ノ内8号線東支線	宮脇字堀ノ内315	宮脇字堀ノ内315	
3	田島桶田西線	上内田字田島248-1	上内田字田島236-1	